

阪大量子計算クラウド利用規約

阪大量子計算クラウド利用規約（以下、「本規約」という。）は、国立大学法人大阪大学（以下、「大阪大学」という。）が、量子情報・量子生命研究センター（以下、「本センター」という。）に設置する量子コンピュータ及びシミュレータ（以下、「量子計算クラウド」という。）を提供するにあたり、その利用条件を定めるものである。

（利用資格）

第1条 量子計算クラウドは、次の各号のいずれかに該当し、大阪大学がその利用を承認した者に限り利用することができる。

- 一 ハイレベル量子人材育成プログラム（以下、「プログラム」という。）の受講者
- 二 大阪大学において、本センターの教職員と共同研究を行う機関に所属する者
- 三 量子計算クラウドの運用又はメンテナンス若しくは性能向上のための研究開発を行う企業又は研究機関に所属する者
- 四 量子計算クラウドの運用又はメンテナンス若しくは性能向上のための研究開発に従事する本センターの教職員
- 五 その他、大阪大学が利用を承認した者

（利用手続および利用登録）

第2条 利用希望者は、本規約に同意の上、所定の申込書類に必要事項を記入し、大阪大学に提出するものとする。

- 2 利用希望者は、前項の申込みにあたり、外国為替及び外国貿易法その他関係法令に基づく安全保障輸出管理のための、特定類型該当性に関する確認書（以下、「確認書」という。）を提出しなければならない。
- 3 利用希望者は、第1項の申込書類及び前項の確認書を提出した後、当該書類の記入事項に変更が生じた場合は、速やかに大阪大学に申し出るとともに、必要に応じて当該書類を再提出しなければならない。
- 4 大阪大学は、量子計算クラウドの利用に関し、外国為替及び外国貿易法その他関係法令に基づく安全保障輸出管理上必要があると認める場合には、所要の確認を行い、又は経済産業省への許可申請その他必要な手続を実施することができる。この場合、利用希望者は、合理的に必要な範囲で資料又は情報の提供等に協力するものとする。
- 5 大阪大学は、利用資格を認めた利用希望者に対し、量子計算クラウドを利用するためのアカウントを発行するものとする。
- 6 利用者は、前項のアカウントを受領後、所定の方法により利用登録を完了するものとする。

7 アカウントの有効期間は、プログラムの受講終了日、共同研究期間の終了日又は大阪大学の定める日までとする。

(安全保障輸出管理)

第3条 利用者は、本規約に従い大阪大学から提供される技術を非居住者等へ提供又は輸出する場合、外国為替及び外国貿易法等に従い輸出許可取得等必要な手続を行うものとする。

2 利用者は、本規約に従い大阪大学から提供・支給・貸与されるいかなる技術も大量破壊兵器等の設計・製造・使用・保管等の目的に自ら使用せず、また、かかる目的に使用されることが判明している場合若しくは疑いがある場合は、直接・間接を問わず非居住者等への提供又は輸出を行ってはならない。

(運用及び事務)

第4条 量子計算クラウドの運用及び利用に関する事務は、本センターにおいて取り扱うものとする。

2 運用責任者は、本センターに置くものとする。

(利用者の義務)

第5条 利用者は、量子計算クラウドの利用にあたり、以下の各号を遵守しなければならない。

- 一 利用者は、大阪大学から秘密として指定された情報その他量子計算クラウドの利用に関連して知り得た運用上又は技術上の情報（利用者が、量子計算クラウドを利用して得た計算結果その他の研究成果を除く。）を適切に管理し、これを第三者に開示し、漏洩し又は不正に利用してはならない。
- 二 利用者は、アカウント及びパスワードを適切に管理し、これを第三者に開示し、漏洩し又は不正に利用してはならない。アカウント又はパスワードが第三者に漏洩した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに本センターに連絡しなければならない。
- 三 プログラムの受講者は、講師の説明及び指示等に従って量子計算クラウドを利用しなければならない。
- 四 利用者は、量子計算クラウドを大阪大学に申請した目的以外に用いてはならず、適正に利用しなければならない。
- 五 量子計算クラウド又はその周辺機器に故障その他の異常が発生した場合、利用者は直ちに利用を中止し、速やかに本センターに連絡しなければならない。
- 六 利用者は、大阪大学及び本センターが量子計算クラウドの運用上必要と認めて行う指示に従わなければならない。

- 2 利用者は、量子計算クラウドの利用にあたり、以下の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 有効期限が経過したアカウント又は他の利用者のアカウントを使用するなど、不正な方法により量子計算クラウドにアクセスすること。
 - 二 量子計算クラウドを用いて、大阪大学又は第三者の知的財産権その他の権利又は法的に保護される利益を侵害する行為を行うこと。
 - 三 他の利用者による量子計算クラウドの利用を妨害する行為を行うこと。
 - 四 量子計算クラウドに対し、DoS 攻撃又は DDoS 攻撃その他これに類する行為により不当な負荷をかけ、又はその運用を不当に阻害する行為を行うこと。
 - 五 量子計算クラウド及びその周辺機器の動作その他の状態を不安定にし、又は不安定化させるおそれのある利用を行うこと。
 - 六 法令又は公序良俗に反する行為を行うこと。
- 3 利用者は、量子計算クラウドの利用に関し、本規約に違反し、又は故意若しくは過失により大阪大学に損害を与えた場合、大阪大学に対して損害を賠償する義務を負う。
- 4 利用者は、量子計算クラウドの利用に関し第三者から請求、訴訟その他これに類する申立てを受けた場合、自己の責任と費用によりこれを解決するものとする。利用者は、当該請求等を受けたことが判明した場合、速やかに本センターに通知しなければならない。

(成果の取扱い)

- 第6条 利用者は、量子計算クラウドを利用して得た成果を論文等により公表する場合、事前に本センターに通知しなければならない。公表にあたっては、量子計算クラウドを利用した旨を明記しなければならない。
- 2 利用者は、量子計算クラウドの利用により発明等の知的財産が生じた場合には、速やかに本センターに通知し、その取扱いについて大阪大学と協議するものとする。

(利用提供事項及び運用責任者の役割)

- 第7条 利用者は、次の各号に掲げるサービスを利用することができる。
- 一 量子計算ジョブの投入
 - 二 操作マニュアルの利用
 - 三 量子計算ジョブの結果の閲覧
 - 四 利用方法に関する非リアルタイムサポート
- 2 運用責任者は、サービス提供及びシステム運用を担当し、特に各種コンプライアンスの遵守、システムセキュリティ対策及び量子計算クラウドの稼働率向上に努めるものとする。
 - 3 運用責任者は、一定期間経過後、ジョブの内容、結果及び有効期限が経過したアカウントを削除することができる。

(利用の制限)

第8条 大阪大学は、量子計算クラウドを安定的に運用するため、高負荷利用等を行う利用者に対し、利用方法の改善を指示することができる。

2 大阪大学は、次の各号のいずれかに該当する場合において、利用者に対し量子計算クラウドの利用を停止することができる。

- 一 利用者が大阪大学に提出した書類に虚偽があることが判明したとき
- 二 大阪大学が安全保障輸出管理上適切でないと合理的に認めるとき
- 三 利用者が運用責任者による利用方法改善指示に従わなかったとき
- 四 利用者のアカウントの有効期間が終了したとき
- 五 利用者が本規約に違反したとき
- 六 量子計算クラウドの運用上必要があると大阪大学が認めるとき

3 大阪大学は、量子計算クラウドの安定的運用又はセキュリティ確保のため必要があるとき、利用者に予告なく次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- 一 利用者のアカウントが第三者に利用されていると疑われる場合に、そのアカウントを一時停止すること。
- 二 高負荷を与える恐れのあるジョブが実行されていると疑われる場合に、そのジョブを一時停止又は停止すること。
- 三 前各号に掲げる措置のほか、量子計算クラウドの安定的運用又はセキュリティ確保のために大阪大学が必要と認める措置。

(サービスの停止)

第9条 大阪大学は、次の各号に掲げる場合に量子計算クラウドの運用を停止することができる。

- 一 量子計算クラウドのメンテナンス又は更新を行う場合
- 二 量子計算クラウドのシステム上の安定性を考慮し運用を停止する必要があると大阪大学が認める場合
- 三 天変地異、停電その他の不可抗力により運用が困難となった場合
- 四 その他、量子計算クラウドの運用を停止する必要があると大阪大学が認める場合

(免責事項)

第10条 大阪大学は、量子計算クラウドの不調、運用の停止又は終了、利用者のアカウントの停止その他の理由により、利用者が量子計算クラウドを利用できない場合又は当初の予定どおりの利用が困難になった場合等であっても、これにより利用者にした損害について一切の責任を負わない。

2 大阪大学は、量子計算クラウドの利用に関連して利用者又は第三者に損害が生じた場

合であっても、一切の責任を負わない。

(個人情報の取扱い)

- 第11条 大阪大学は、利用者の個人情報を善良なる管理者の注意をもって取扱うものとする。
- 2 大阪大学は、利用者の個人情報を、量子計算クラウドの運用及び利用者への提供の目的の範囲内で利用し、当該目的以外に利用しないものとする。
 - 3 大阪大学は、運用上必要がある場合には、第三者に利用者の個人情報を開示することがある。この場合、大阪大学は、当該第三者に対し善良なる管理者の注意をもって当該個人情報を取扱うことを義務付けるものとする。
 - 4 大阪大学は、利用目的に照らして個人情報を保有する必要がなくなった場合は、当該個人情報を適切に消去するものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第12条 利用者（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）は、次の各号の事項を表明し、保証するものとする。
- 一 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
 - 二 反社会的勢力に自己の名義を利用して量子計算クラウドを利用する者でないこと。
 - 三 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - イ 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ロ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為
 - 2 大阪大学は、利用者が前項各号のいずれかに違反した場合には、何らの催告を要することなく、当該利用者の利用承認を取消し又は利用を停止することができる。
 - 3 大阪大学は、前項に基づく取消又は利用停止によって利用者に損害が生じた場合、一切の責任を負わないものとする。

(改正)

- 第13条 大阪大学は、必要に応じて本規約を改正することができる。この場合、大阪大学は、所定の方法により利用者に通知するものとする。

(通知)

- 第14条 大阪大学から利用者に対する通知は、大阪大学所定の方法で行うものとし、当該通知が利用者に発信されたときにその効力が生ずるものとする。

2026/4/1

(準拠法及び管轄裁判所)

第15条 本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関する一切の紛争（裁判上の調停手続を含む。）は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記について同意し、量子計算クラウドの利用を申込みます

氏名：

所属：

メールアドレス：

利用目的：